

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年3月18日

横浜市契約事務受任者
横浜市港南区長 栗原 敏也

1 契約の概要

永谷地区センター給水装置交換業務

2 履行(納品)場所

横浜市永谷地区センター

3 契約日

令和8年2月6日

4 履行日又は履行期間

契約決定した日から令和8年3月24日まで

5 契約金額

2,912,360円(うち取引に係る消費税額 264,760円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

神奈川県横浜市中区山下町1シルクセンター内
株式会社清光社
代表取締役 鈴木 誠

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜市永谷地区センターにおいて給水装置の漏水等が生じており、機器停止に伴い各トイレ、冷却塔、消火補給水槽への給水ができなくなることから、施設の利用や管理運営業務に重大な支障が生じており、即時的に対応を行う必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

当該業者は本施設の保守管理を委託されており、本業務への即時対応が可能であったため。

9 所管課

港南区総務部地域振興課